新生児聴覚検査の推進に向けた検討会設置要領

平成30年1月17日付29福保子家第1373号

第1 目的

都内の全ての新生児が検査を受けられる体制の整備に向けて、各機関の役割や課題等 について検討するため、新生児聴覚検査の推進に向けた検討会(以下「検討会」という。) を設置する。

第2 設置期間

平成30年2月1日から平成31年3月31日までとする。

第3 検討事項

検討会の検討事項は、以下のとおりとする。

- 1 新生児聴覚検査の実施に係る現状と課題
- 2 各機関の役割及び連携体制
- 3 その他検討会が必要と定める事項

第4 構成

検討会の委員は、次のとおりとする。

- 1 関係団体の代表 10名以内
- 2 関係行政機関の職員 10名以内

第5 運営事項

検討会の運営に関する事項は検討会で協議の上、決定する。

第6 開催

検討会は、必要の都度東京都が招集し、開催する。

第7 事務

検討会の事務は、福祉保健局少子社会対策部家庭支援課において行う。

第8 関係者からの意見聴取等

検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取できるほか、検討会への出席を求めることができる。

第9 検討会の公開

検討会の議事録・会議資料は公開する。

第10 その他

その他必要な事項は検討会で協議の上、決定する。